

令和7年余市町議会第2回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前10時53分

○招 集 年 月 日

令和7年6月23日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和7年6月25日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	中 井 寿 夫
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	10番	伊 藤 正 明
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	阿 部 弘 亨
福 祉 課 長	大 森 直 也
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	枝 村 潤
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	荒 井 拓之介
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	後 藤 将 人
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 議案第 2 号 余市町特別職の職員
で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例
案
- 第 2 議案第 3 号 余市町会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 4 号 余市町国営土地改良
事業負担金等の徴収に関する条例の
一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 5 号 余市町の高齢者、障
害者等の移動等の円滑化の促進に係
る特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例
案
- 第 5 議案第 6 号 町有財産の取得につ
いて
- 第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦
につき意見を求めることについて
- 第 7 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算
書について
- 第 8 報告第 2 号 株式会社北後志第一
清掃公社の第 4 8 期（令和 6 年度）
経営状況の報告について
- 第 9 報告第 3 号 株式会社まほろば宅
地管理公社の第 1 4 期（令和 6 年度）
経営状況の報告について
- 第 1 0 意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道
の実現に資する森林・林業・木材産
業施策の充実・強化を求める要望意
見書
- 第 1 1 意見案第 2 号 北海道最低賃金改正

等に関する要望意見書

- 第 1 2 意見案第 3 号 事前復興まちづくり
計画の策定支援を求める要望意見書
- 第 1 3 意見案第 4 号 地方消費者行政に対
する恒久的な財源確保等を求める要
望意見書
- 第 1 4 意見案第 5 号 米国の関税措置に対
応した中小企業等支援策の拡充を求
める要望意見書
- 第 1 5 意見案第 6 号 地方財政の充実・強
化に関する要望意見書
- 第 1 6 意見案第 7 号 米価の抑制及び米の
安定供給を求める要望意見書
- 第 1 7 意見案第 8 号 インボイス制度の廃
止を求める要望意見書
- 第 1 8 議員の派遣について
- 第 1 9 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余
市町議会第 2 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 昨日議会運営委員会が開
催されましたので、その結果について委員長から
の報告を求めます。

○6 番（庄 巖龍君） 昨日委員会室におきまし
て議会運営委員会が開催されましたので、その審
議経過並びに結果につきまして私からご報告申し
上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員として渡邊副
町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席があり
ましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加

案件についてであります。新たに追加されました案件は、諮問1件、意見案8件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書ないし日程第17、意見案第8号 インボイス制度の廃止を求める要望意見書までの意見案8件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第5号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第18、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、諮問1件、意見案8件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問1件、意見案8件、議員の派遣に

ついて、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） 日程第1、議案第2号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第2号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、選挙等の円滑な執行を図るため、投票所、開票所等の経費の基準に係る国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布、施行されたことに伴い、本町非常勤特別職のうち投票管理者、開票管理者及び立会人等の選挙関係の報酬額につきまして法律に準じた改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年余市町条例第2

号)の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「9,100円」を「1万700円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「1万1,000円」を「1万3,000円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「9,500円」を「1万1,300円」に改め、同表開票管理者の項中「9,100円」を「1万700円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「9,200円」を「1万900円」に、「途中交替の場合1時間当たり700円」を「ただし、途中で交代した場合は、事務に従事した時間で按分した額」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「8,000円」を「9,400円」に、「途中交替の場合1時間当たり700円」を「ただし、途中で交代した場合は、事務に従事した時間で按分した額」に改め、同表開票立会人の項中「7,300円」を「8,600円」に改め、同表選挙立会人の項中「7,300円」を「8,600円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第2、議案第3号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第3号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の外国語指導助手の報酬の見直しにつきましては、総務省、文部科学省、外務省の3省の通知により全国的に円滑な外国語指導助手のあっせんを行うために昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、報酬等を統一的に設定する必要があることから、通知に基づき改正を行おうとするものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和2年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「28万円以上33万円」を「33万5,000円以上36万円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第4号 余市町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（北島貴光君） ただいま上程されました議案第4号 余市町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案いたします条例案につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律（令和7年法第14号）による土地改良法の改正によって令和7年4月1日から同法第87条の5第1項の規定により行うことのできる土地改良事業の範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第4号 余市町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例。

余市町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例（昭和51年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「災害復旧事業」を「法第87条の5第1項各号に掲げる土地改良事業（以

下「復旧事業等」という。)」に改め、同条第3項中「災害復旧」を「復旧事業等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第5号 余市町の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されました議案第5号 余市町の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます条例案につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）の施行に伴い、引用条項に移動が生じたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年余市町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号ク中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第6号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第6号 町有財産の取得について、提案

理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、令和2年度に整備したGIGAスクール構想に伴う児童生徒1人1台情報機器のバッテリー等の耐用年数が迫っており、更新の必要があることから、町立小中学校の情報機器を購入するものであります。機器の購入に当たっては、国の補助金を活用することとしており、補助の要件として都道府県を中心とした共同調達に関する会議体を設置し、共同調達により端末を調達することが定められており、令和7年3月18日に北海道により共同調達に係る一般競争入札が実施され、本町が契約すべき事業者が決定した次第であります。

本提案に先立ちまして、去る6月11日に仮契約を行い、予定価格が700万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本議会にご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 町有財産の取得について。

次のとおり、余市町立小中学校情報機器を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、余市町立小中学校情報機器取得。

2、財産の取得の種類及び数量、児童生徒用情報機器1,118台。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の価格、一金5,964万5,300円也。

5、取得の相手方、札幌市中央区大通西14丁目7、東日本電信電話株式会社執行役員北海道事業

部長、島津泰。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員としてご活躍いただいております6名の人権擁護委員のうち、相坂圭子氏が令和7年9月30日をもって任期満了となると

ころであり、このたび札幌法務局長から候補者の推薦についてご依頼がありましたので、候補者のご同意を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住人で、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者など及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権の擁護を目的とし、またこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町黒川町581番地20、相坂圭子氏を人権擁護委員として推薦申し上げる次第でございます。

それでは、職歴等についてご説明申し上げます。相坂圭子氏は、平成元年4月から平成2年6月まで児童養護施設櫻ヶ丘学園に勤務、平成14年から現在に至るまで社会福祉法人よいち福祉会に勤務、平成25年5月15日から民生委員、児童委員として現在に至っております。人権擁護委員としては令和元年10月から現在に至るまで、人権擁護委員、現在2期目に就任してございます。

以上が職歴等でございます。本町といたしましては、人権擁護委員として相坂圭子氏が最も適格であると判断し、ここにご提案申し上げる次第でございます。

なお、任期は令和7年10月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の

意見を求める。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町黒川町581番地20。氏名、相坂圭子。生年月日、昭和42年9月8日生まれ。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、ご審議の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されま

した報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

繰越明許費として令和6年度から令和7年度に繰り越された事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、社会保障・税番号制度システム整備事業、道の駅再編整備事業でございます。当該事業につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき令和6年度余市町一般会計補正予算第9号及び第10号におきまして繰越明許費の議決をいただき、財源をつけて令和7年度に繰り越したところでございます。このたび5月末日をもちまして繰越計算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和6年度余市町一般会計補正予算（第9号・第10号）の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。令和6年度余市町繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、金額2億4,405万9,000円、翌年度繰越額1億380万6,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金9,826万円、一般財源554万6,000円。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額321万5,000円、翌年度繰越額321万5,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金321万4,000円、一般財源1,000円。

7款商工費、1項商工費、事業名、道の駅再編整備事業、金額6,120万2,000円、翌年度繰越額6,120万2,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、その他6,120万2,000円。

合計、金額 3 億 847 万 6,000 円、翌年度繰越額 1 億 6,822 万 3,000 円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金 1 億 147 万 4,000 円、その他 6,120 万 2,000 円、一般財源 554 万 7,000 円。

以上、報告第 1 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第 1 号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第 1 号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第 8、報告第 2 号 株式会社北後志第一清掃公社の第 48 期（令和 6 年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（佐々木大介君） ただいま上程

されました報告第 2 号 株式会社北後志第一清掃公社の第 48 期（令和 6 年度）経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資しております株式会社北後志第一清掃公社の第 48 期における経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第 2 号を朗読申し上げます。

報告第 2 号 株式会社北後志第一清掃公社の第 48 期（令和 6 年度）経営状況の報告について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社北後志第一清掃公社の第 48 期（令和 6 年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和 7 年 6 月 23 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第 48 期経営状況報告書並びに第 49 期事業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第 2 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第 2 号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第48期（令和6年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第9、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第14期（令和6年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（二木二郎君） ただいま上程されました報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第14期（令和6年度）経営状況の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社まほろば宅地管理公社の第14期における経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第3号を朗読申し上げます。

報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第14期（令和6年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社まほろば宅地管理公社の第14期（令和6年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和7年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第14期経営状況報告書並びに第15期経営計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第14期（令和6年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第10、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書、日程第11、意見案第2号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書、日程第12、意見案第3号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める要望意見書、日程第13、意見案第4号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める要望意見書、日程第14、意見案第5号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める要望意見書の以上5件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第10ないし日程第14を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第5号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

特に発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める要望意見書は、原案のとおり

可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第15、意見案第6号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第6号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第16、意見案第7号 米価の抑制及び米の安定供給を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提案者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(何事か声あり)

まず、討論ですね。反対討論でよろしいのですか。

○13番(ジャストミートあたる君) 議事進行です。議事進行。

これ繰り返しになると思うのですがけれども、議長室で意見案に対して討論はできるかと聞いたなら、議長はできないっておっしゃったのです。今討論を求めているらしいですよ。僕討論ちょっと事前に用意したのですがけれども、できないということおっしゃられたので、今言っていることと議事の進行が違うので、そこら辺をちょっと精査していただきたい。議長室で言っていることとここで言っていることは、議長、また違うので、ちょっと確認をお願いします。

○議長(藤野博三君) それについては、私がジャストミートあたる議員から昨日言われたことについて討論は、私の言い方が、討論は今までは慣例としてやっていないということを言ったつもりでありましたが、できないというような発言したのであればそれは訂正して、慣例として今までやっていないということでもありますので、ご理解願いたいと思えます。

○13番(ジャストミートあたる君) ちょっと休憩いただきたいのですがけれども、討論の資料一応あるのですがけれども、できないとおっしゃったので、ちょっと置いているのです。ちょっと持ってきたのですがけれども、よろしいですか。

○議長(藤野博三君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○議長(藤野博三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論はありませんか。

(「反対討論」の声あり)

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 米価の抑制及び米の安定供給を求める要望意見書に対して反対討論いたします。

こちらは公明党提出とありまして、1999年、連立与党を公明党と自民党が組んで以降、減反政策が、減反と転作支援の維持の補助金が配られるということが起こっています。生産調整政策として、減反政策ですね、1970年から2018年、2018年で一応終わったのですが、転作奨励ということで休耕、それから転作に対して補助金が出ています。これ実質減反の継続と私は見えています。転作奨励金持続ということで、これを読んだら転作支援継続と取れるのです。転作支援というものを廃止、減反政策を廃止ということをやっているないので、この米不足とか米の現状というのが私は減反から始まっていると思っています。しかしながら、これは減反というものが書かれていないので、米の安定供給の元凶を根本から直さなければいけない。そういった面では、これはまだまだ不足が多いということで反対いたします。

以上、反対討論です。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論の発言はございますか。

（「なし」の声あり）

他に討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第7号 米価の抑制及び米の安定供給を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第17、意見案第8号

インボイス制度の廃止を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第8号 インボイス制度の廃止を求める要望意見書は、否決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第19、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和7年余市町議会第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時53分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 1 2 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1 1 番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 1 3 番 ジャストミートあたる

余市町議会議員 1 4 番 大 物 翔